

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.5
July 2008



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

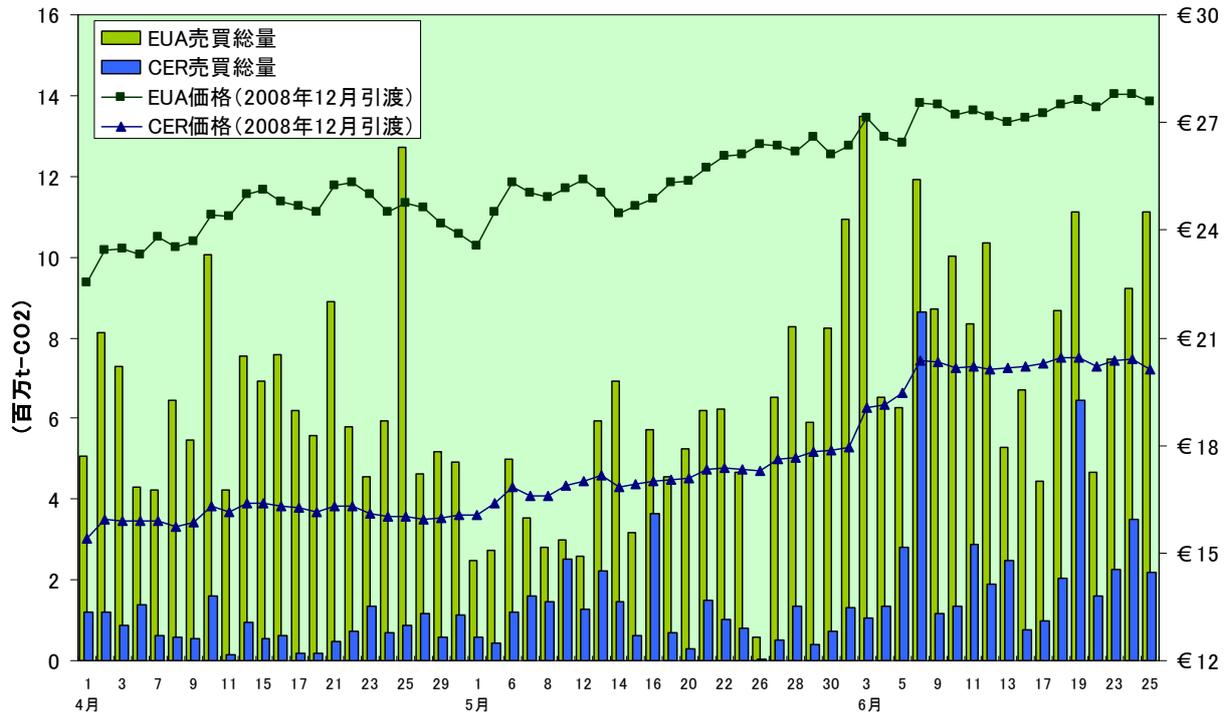
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
 2. News & Topic p4
 3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5
VIAX「DMで環境マーケティングに挑戦する会社」
 4. 寄稿② ～JRI's EYE～ p6
CDM理事会における案件審査の推移(後編)
- < Information > p7

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2008年12月引渡)とは、2008年中にEUAが各企業へ配
出典：ECX公表データからJRI作成
分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。

*CER 価格(2008年12月引渡)とは、2008年末に現物の企業間移動が
為されるCERの価格である。

2008年6月のEUにおけるEUA価格は、26.3ユーロから27.8ユーロの間で推移した。先月よりも1~3ユーロの価格上昇となっており、この数ヶ月続いているEUA価格の上昇傾向は止まらなかった。CER価格は、17.9ユーロから20.4ユーロの間で推移した。

EUA・CER価格が上昇している要因としては、先月と同様に、原油価格が130ドルを超えて高騰している事が挙げられる。原油価格と天然ガス価格は連動性があり、原油価格が上昇すると天然ガス価格も上昇する。一方、石炭は原油価格が上昇しても価格は大きく上昇しない。その結果、石炭火力発電を持つ事業者は、天然ガス火力発電にて作られた電気を買わずに、自前の石炭火力発電にて発電し、発電に伴い発生する二酸化炭素について、排出権を購入して対処しているため、需要が増加し、価格が上昇する一因となっている。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。

2. News & Topic

① 東京都にて排出権取引制度の導入が決定(2008/6/25)

6/25 の都議会にて、東京都の環境確保条例が改正され、排出権取引制度の導入が決定された。本制度は、2010 年度から東京都内の約 1,300 事業所を対象として、二酸化炭素の排出上限を設ける事により、東京都全体の温室効果ガス排出量を削減する事を目的としている。

義務的な排出権取引制度としては、日本初の取組であり、東京都の取組は多方面からの注目を集めている。事業所毎の排出上限の決め方や第 2 種エネルギー指定管理工場を含むため、比較的小規模な事業所も多数含まれる点などの課題もある。現在、2010 年度の実施に向けたルールづくりがなされている。

② 第 4 回主要排出国会合が閉幕(2008/6/23)

地球温暖化に関連した会議としては、主要排出国会合が洞爺湖サミット前に行われる最後の会議である。本会合では、7/7~9 に開催した洞爺湖サミットにおいて発表する首脳宣言案を議論した。長期目標については、IPCC のメッセージである「2050 年までに世界の温室効果ガス排出量を半減させる」に関して、前向きな表現が盛り込まれる事になった。しかし、中期目標については、これまでの「途上国」対「先進国」の構図が打開される事はなく、具体的な数値目標の設定は為されなかった。

先進国と途上国の問題意識は、主要なすべての排出国が削減目標を設定すべきか、と言う表面的な部分だけではなく、より根本的な部分で異なっている。具体的には技術移転のコストを誰が負担するのか、大幅な温室効果ガス排出削減を伴う地球温暖化対策と世界規模での経済システムをどのように調和させるのかなどの本質的な課題と考えられる。

③ 改正省エネ法・温対法が成立(2008/6/6)

5/23 に改正省エネ法、6/6 に改正温対法が成立し、政府における地球温暖化対策の中心となる二つの法律が改正された。今回の改正は、これまで事業所単位で進められていた省エネ・省 CO2 について、事業者単位に改める事により、主にオフィスなどの小規模な排出源を規制の対象としたことがポイントである。従来の省エネ法・温対法では、産業部門におけるカバー率は 9 割を超えていた。一方で、業務部門については 1 割強であったため、これを改正により 5 割程度に引き上げられた。

この様に業務部門を対象とした改正である事から、支店や営業拠点を多数持つ企業への影響が大きい。2009 年度から各拠点のエネルギー使用量・温室効果ガス排出量を記録し、2010 年度に報告しなければならないため、各事業者において、対応体制の整備が急務となっている。

3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～

DM で環境マーケティングに挑戦する会社

株式会社ヴィアックス

弊社は 1973 年（昭和 48 年）創業以来、ダイレクトマーケティングエージェンシーとしてダイレクトメール（DM）を基幹業務とし、企業や団体の広告宣伝・販売促進・広報活動・市場調査の実務を代行することで、企業や団体の情報を生活者に伝達し、経済活動の発展に寄与してまいりました。

弊社が扱う DM やその他の広告物・販促物は主に紙を使い、各種運輸機関で運搬されます。弊社の事業活動は地球資源の恩恵をうけ、CO2 排出の上に成り立っており、今後も CO2 の排出をゼロにすることは残念ながらできません。

DM は必要な情報であれば生活者の役に立つものですが、読後や不要な情報の場合はゴミとなってしまいます。

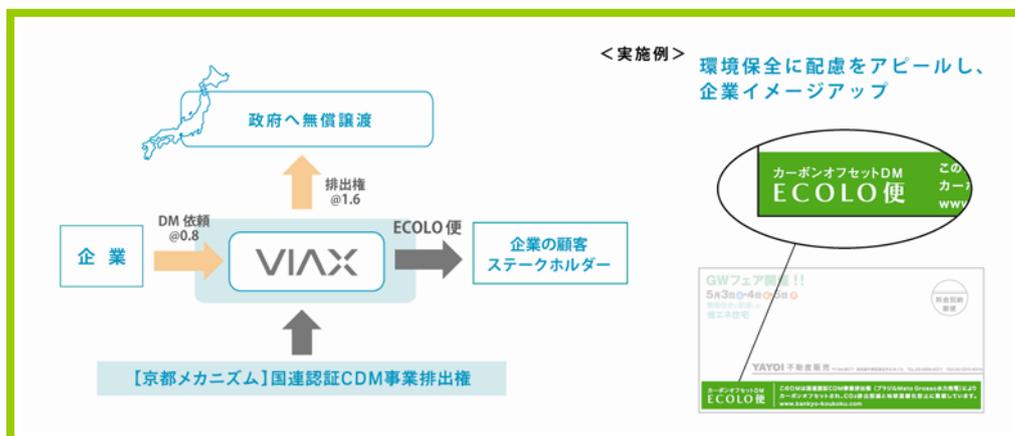
このジレンマを解決し、掛声だけで終わらない社会貢献活動はできないものか。

そんな時に、京都メカニズムとの出会いがブレークスルーとなり「カーボンオフセット DM ECOLO 便（エコロびん）」が誕生しました。

DM1 通あたりの紙の製造と配送により発生する CO2 量を勘案し、年間 600 万通の獲得を目標に 1 通あたり 1.6 円を排出権に割り当てることで商品化しました。0.8 円ずつを顧客企業と弊社で折半し、最終的には日本政府に無償譲渡するしくみです。排出権は三井住友銀行さんにブラジルの水力発電 CDM 排出権をご手配いただきました。

弊社が扱う DM は、一年間で約 4000 万通です。この DM というメディアは企業が発信する情報の伝達手段であると同時に、DM の受け取り手である「のべ 4000 万の生活者」に環境問題に興味を持っていただき、価値観の転換を促す可能性を秘めています。弊社に賛同いただける企業が増えれば日本の京都議定書目標の達成に寄与し、地球環境問題の解決にも貢献できると確信しています。

近年弊社の業務は、公立図書館などのパブリックサポートサービス分野も拡大し、公共性が年々高まっております。情報を伝達することと同時に、未来世代へすこやかな地球環境を伝達することも弊社の使命とヴィアックスは考えます。



4. 寄稿② ～JRI' s EYE～

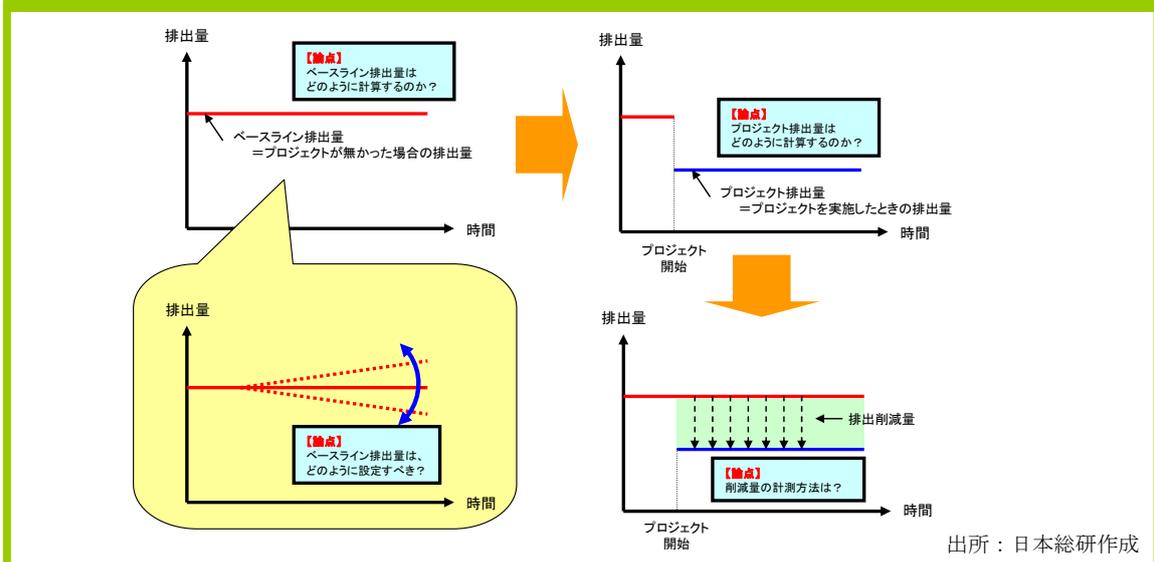
CDM 理事会における案件審査の推移(後編) 日本総合研究所 研究員 佐々木努

(本稿は Vol. 4 の続編ですので、そちらと合わせてご覧ください。)

PDD では、まずベースライン排出量(=プロジェクトが無かった場合の排出量)を同定し、次いでプロジェクトを実施した場合の排出量を算出する。基本的には、これら二つの排出量の差分が排出削減量、すなわち排出権となる。この考え方では、(A)ベースラインはどのように設定すべきか(=何もしなければ将来的にどのような排出状況になっているのか)、(B)どのようにベースライン排出量とプロジェクト排出量を計算するのか、(C)削減量をどのように計測するのか、といったことが重要な論点となる。

(B)と(C)が方法論の適用条件・利用方法などに関わる問題で、(A)が追加性に関わる問題である。特に(A)については厳格な審査が必要になる。プロジェクトの実施前後の差分を排出権とするので、ベースラインの設定が間違っていればその土台が揺らいでしまう。例えば、「CDM に認められなくても実施する予定であったプロジェクト」は、排出量が減ることがベースラインになるので、排出削減量はゼロである。しかし、これを偽ったベースラインを設定して CDM プロジェクトに認められれば、減っていないものを排出権として価値化できてしまうのだ。

CDM における排出権の考え方 ベースラインと追加性の概念



前稿において、CDM 理事会における登録却下・再審査要求の理由のうち、「追加性」の割合が大きくなっていることを確認した。これは、「本当は減っていないものを排出権とすること」を回避したいという CDM 理事会の意志の表れである。排出権は、目に見えないよく分からないもの、温暖化対策に寄与しないもの、などの批判が存在する。その一方で、そうした批判に耳を傾け、真に価値のある排出権を生み出そうとする動きがあるのも事実である。

< Information >

カーボンオフセット総合情報サイト「Carbon Offsetter' S-MART」について

環境専門会計事務所としてCDM投資家、国内省エネファンダーユーザー、環境ベンチャーを主な顧客として業務を日本でいち早く実施している株式会社日本スマートエナジーは、北海道洞爺湖サミットのカーボンオフセット事業を外務省から受注したことを契機に、カーボンオフセットに関する総合情報サイト「Carbon Offsetter' S-MART（通称：オフセッターズ・マート）」をリリースしました。

オフセッターズ・マートは、カーボンオフセットを中心として地球温暖化防止に役立つ情報を幅広く提供し、CO₂ 排出量を減らしたい人と、それをサポートする手段をつなぐ出会いの場です。カーボンオフセットに関心を持つ人々が集まり、必要な情報や支援を自由に探せる市場（マート）のような存在になれることを目指しています。



<http://www.smart-offset.com/>

これまで、カーボンオフセットに関する情報サイトは存在しましたが、本サイトは、カーボンオフセットに関する考え方等の一般的な知識だけでなく、実際にカーボンオフセットを行うための具体的なアクションにつながる情報を総合的に提供する点で、日本で初めてのサイトになるとのことです。

サイト内では、情報サービスとして、カーボンオフセットの推進に役立つ情報を幅広く提供します。また、カーボンオフセットの意義・目的を分かりやすく説明するとともに、国内外のカーボンオフセットの事例も紹介していきます。

更に、CO₂ 排出量の削減をサポートする手段として、CO₂ 排出を減らせる商品やサービス、CO₂ 排出量を計算できるツール、オフセットクレジット、投資対象とできる環境・社会的に意義の高いプロジェクトおよびオフセットに関する専門サービスなどについても、幅広く紹介していきます。

なお、三井住友銀行では、単にカーボンオフセットのみでなく、それを中心として地球温暖化防止に役立つ情報を幅広く提供するという、オフセッターズ・マートの趣旨に賛同し、サイトの立ち上げ準備段階より協力してきましたが、より多くの有益な情報を幅広く発信できるよう、商品情報や事業者情報の収集において、今後も継続的に支援して参ります。

(了)

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。
リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。
リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。